

要 保 管

スクールバスのしおり



令和8年度

静岡県立伊豆の国特別支援学校

目次

スクールバス利用のきまり

1	基本的な考え方	P. 3
2	スクールバスを利用できる児童生徒	P. 3
3	許可を一時的に取り消す事例について	P. 4
4	バス停までの自主通学について	P. 4
5	スクールバス利用に際して保護者の注意事項	P. 5
6	乗車時の注意事項	P. 7
7	高等部生徒の利用規定	P. 8
8	急病人又は交通事故発生時の対応	P. 9
9	南海トラフ地震臨時情報(調査中)またはバス運行中の大地震発生時の対応	P. 9
	介助員の常務について	P. 11
	スクールバスでの安全な登下校のために 本校の取り組み	P. 12

スクールバス利用のきまり

1 基本的な考え方

スクールバスは多数の児童生徒が共有する交通機関である。児童生徒が安全に安心して通学できるよう、以下のルールのもと運行を行う。

2 スクールバスを利用できる児童生徒

- (1) 伊豆の国特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒のうち、登下校の手段としてスクールバス利用を希望し、学校の判断により乗車許可を受けた者。
- (2) 運行時間内(1時間程度)一人で座席に座ることができる者。または安全保持装置(胸ベルトや股ベルト、チャイルドシート)を使用し、一人で座ることができる者。
- (3) 車内でのルールやマナーを守って乗車できる者。
- (4) 保護者または代理者申請が受理された者が、時刻どおりバス停まで送迎することができる者。
- (5) 保護者の責任において、バス停までの自主通学が安全にできる者。(『スクールバス自主通学届』を提出し受理された者)。(『4 バス停までの自主通学について』参照)
- (6) この利用規定に従って、スクールバスの安全かつ円滑な運行に協力できる者。
- (7) 医療的ケアを必要としない者。ただし、医療的ケアの内容によっては、安全について検討のうえ乗車を許可することもある。
- (8) 上記(1)から(7)の条件を満たし乗車が許可されていても、発作等健康面での配慮を頻繁に要したり、児童生徒の様子から安全な運行に支障をきたしたりする等の状況が生じた場合は、一時的に乗車の許可を取り消すことがある。取り消し対象事案については『3 許可を一時的に取り消す事例について』を参照のこと。

3 許可を一時的に取り消す事例について

『スクールバス利用のきまり』を守ることができず、利用する児童生徒の行動がスクールバスの運行に大きく影響し安全な運行ができない、乗車前後の駐車場でのマナー違反、保護者の協力が得られない等があった場合、改善、協力を求める。しかし、改善されない、協力が得られないと判断した場合、スクールバス委員会で検討の上、一時的に乗車許可を取り消すことがある。一時取り消しを検討する対象の事例は以下のとおりである。

- 児童生徒が車内で不適切な発言、または大声が継続し、他の児童生徒の不安な気持ちを誘発している。
- 児童生徒が、他の児童生徒に対して他傷があった。
- 児童生徒が、シートベルトを抜け出した。
- 児童生徒が、車内の物品を損壊した。
- 児童生徒が、車内で飲食をした。
- 送迎者(保護者または代理者)が、自家用車を駐車場に停めず、路上駐車した。
- 送迎者が、駐車許可証が必要なバス停へ、許可なく自家用車で送迎した。
- 送迎者が、保決定通知書で許可されたバス停以外のバス停から乗車しようとした。
- 送迎者が、走行中のバスに乗車させようとした。

4 バス停までの自主通学について

- (1) バス停までの自主通学を希望する場合は、担任と相談のうえ、保護者の監督のもとに自主通学の練習を行う。
- (2) 児童生徒が一人で自力で安全に通学できることが確認されたら、『スクールバス自主通学届』を提出する。
- (3) 校長が認めた場合、保護者の責任において自主通学を開始する。
- (4) 自主通学が許可されていても、①保護者が安全に通学できているか確認をする、②集合時刻に余裕をもってバス停に着けるよう送り出す等、保護者の協力が得られない場合や、安全なバスの乗車や運行に支障をきたす場合は、一時的に許可を取り消すことがある。

5 スクールバス利用に際して保護者の注意事項

- (1) 乗車を希望する場合は、『スクールバス利用希望調査書』を学校に提出する。学校で確認・検討し、利用が認められると『決定通知』が発行され、利用可能となる。

※小学部入学生は入学7日目以降、中学部入学生と転入生は入学(転入)2日目以降からバスを利用できる。

※スクールバスの利用については年度ごとに『スクールバス利用希望書』をもって申請し、決定する。

- (2) 年度途中にスクールバス利用の変更(コース等の変更、利用の中止等)をするときは、『スクールバス利用変更届』を学校に提出する。変更が認められると『利用変更決定通知』が発行され、記載された期日から変更可能となる。

※手続きには時間がかかるため、乗車変更を希望する2週間前には提出すること。

- (3) 決定通知記載バス停での乗降を原則とする。曜日ごとのコースの変更や突発的なバス停の変更はできない。

- (4) バス停及び駐車場は施設や店舗の御厚意により借用しているものであるため、駐車場内は最徐行する、待つときは静かに待つ、バス発車後は速やかに移動する等、ルールやマナーを守って利用する。

※バス停によっては、台数制限、駐車場所の限定などを条件に借用を承諾いただいているため、ルールは順守すること。

- (5) バス停までの登下校やバス停では保護者の責任の下、安全に注意する。

- (6) 児童生徒がスクールバスに乗車する際は、保護者(送迎者)が直接介助員に引き渡す。

- (7) 保護者(送迎者)はスクールバスが発車するまでバス停にとどまり、発車を見届けること。各施設の営業の妨げにならないよう、スクールバス発車後はすみやかに駐車場を離れること。

- (8) バス停までの送迎を代理者(放課後等デイサービス事業者等)に依頼を希望する場合は、定期・不定期に関わらず事前に『下校時の代理者への引き渡し利用届』を提出する。送迎時刻や送迎時の注意事項については、必ず保護者から代理者に伝える。ただし、災害時や体調不良等の緊急時の引き渡しについては保護者に限ることとする。

- (9) バスは『スクールバス運行時刻表』に則ってバス内の時計の時刻で運行するが、定刻前に乗車確認、発車準備が整った場合は、早めに出発することがある。交通事情によ

りバスの運行時刻が前後することがあるため、送迎には10分程度の余裕をもち、5分前には、バス停で待つようにする。

- (10) 交通渋滞を避けるため、バスが早めにバス停に到着する場合がある。その場合、出発時刻の10分前から、児童生徒の乗車が可能となる。10分より早く乗車することはできない。
- (11) バス発車時刻に間に合わなかった場合は、保護者が学校まで送迎する。バスを追い掛け、先のバス停で乗降車することはできない。
- (12) 15分以上バスが遅れる見込みの場合、学校から『cocoo(コクー)』に連絡が入る。登校便に急な遅れが出て、バスを待たずに直接学校に送るときには必ず学校に電話で連絡する。
- (13) 下校便は、曜日、日課変更などにより、バス停到着時刻が異なるため、『cocoo(コクー)』で配信する『月の行事予定について』の「スクールバス」の欄を確認すること。また、曜日、日課でバス停が異なるところがあるので、決定通知書の下校便のバス停を確認すること。

参照「月の行事予定について」

		予定	スクールバス
1日	(土)		
2日	(日)		
3日	(月)	高：体重測定 中2：進路懇談会	1便・2便
4日	(火)	小：体重測定 小5：参観懇談会	1便・2便
5日	(水)	小3・4：ALT 中：体重測定 高1・2：進路説明会・参観会	水バス
6日	(木)		木バス
7日	(金)		1便・2便

- (14) 当日の利用の変更について、欠席や遅刻、保護者が学校に直接送る等により、登校便に乗らない場合は午前8時15分までに『cocoo(コクー)』にて連絡をする。下校便の利用については『生活表』に下校方法欄(スクールバス、保護者迎え、放デイ名など)に記入する。
- (15) 以下の場合は乗車せず、保護者送迎とする。

- ①腹痛、嘔吐等体調が悪いとき
- ②てんかん発作の直後など体調に不安があるとき
- ③気持ちが不安定になり落ち着かないとき
- ④学校までの乗車時間内一人で座っていることが難しいと判断したとき

※下校時に上記の内容が生じた場合は学校から迎えを依頼することがある。

- (16) 感染症による出席停止明けに登校する場合は以下の2つの対応を取り、スクールバスを利用することができる。
- ①前日に、出席停止が明け、翌日からスクールバスで登校することを学校に伝える。
 - ②出席停止が明けて登校する日に『登校許可証明書』または『新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書』を確実に連絡袋に入れて提出する。
- (17) 状況によっては保護者に、シートベルトや胸ベルトの装着をお願いする場合がある。
- (18) 担任への伝言は、連絡ノート、『cocoo(コクー)』、電話で行う。介助員に伝言を依頼しない。

6 乗車時の注意事項

- (1) 必ずトイレを済ませてから乗車する。
 - (2) バス停では児童生徒がかばんを背負って待機する。バスが完全に停車するまでバスに近づかないようにし、安全が確保しにくい場合は手をつないで待つ。必要に応じて肩紐のずれ落ちを防止するためのチェストベルト等をつける。
- ※自分で荷物を管理できる児童生徒は車内でかばんを足元に置いたり膝の上に置いたりしてもよい。その場合はあらかじめ保護者と担任が荷物の管理方法について確認し、介助員に伝える。
- (3) 乗車を迅速かつ安全に行うため、バスに乗り込む際には、着席やシートベルト装着など乗車の準備が自分でできる児童生徒が先に乗車し、支援の必要な児童生徒は後から乗車する。
 - (4) 乗車を嫌がる時や落ち着いてバスに乗れないときは無理にバスに乗せず、学校まで送迎をする。
 - (5) 荷物は原則として背負いかばん一つにまとめる。やむを得ず手提げかばんを持たせる場合は見やすい場所に記名して、他の児童生徒の荷物と区別し、自分で管理できるようにする。
 - (6) ハンカチ、ティッシュ、マスクを含め、持ち物には全て名前を付ける。
 - (7) 雨具（傘、合羽）は車内に持ち込まず、乗車時に送迎者が持ち帰るか乗車前に脱いでかばんに入れる。自主通学者は水気を落として乗車する、先のとがった傘を避けるなど、他の人の迷惑にならないようにする。

- (8) コートやマフラー、手袋などの防寒具は乗車前に送迎者に預けるか、かばんに入れるのが望ましい。(走行中の車内は温まっており、汗をかいたり、車内で外すと紛失の恐れがあったりするため)
- (9) 座席の割り振りは、個々の状況とともに、車内全体の状況から決定する。年度途中で座席を変更することもある。
- (10) バスの車内は緊急時を除き原則、飲食禁止であるため、水筒は通学かばんの中に入れる。
- (11) 車内で安全に、一人で座っていただけるよう、必要に応じて、補助ベルト(胸ベルト、股ベルト)やチャイルドシート等の安全保持の装具を家庭で準備する。
- (12) 安全保持装具の使用を始める際は、保護者と担任と一緒に、安全に装着できているか確認する。
- (13) 車内で落ち着いて過ごすために必要な場合は、支援グッズを用意してもよい。その場合は担任と相談の上決定する。

7 高等部生徒の利用規定

- (1) 小学部、中学部の児童生徒が乗車して、バスの定員に対し乗車可能席がある場合のみ高等部の生徒が利用できる。乗車している児童生徒の様子により、空席を用意する必要があるため、空席がすべて乗車可能席ではない。
- (2) 年度途中であっても、小学部、中学部の児童生徒から新たにバスの利用希望があり、座席が足りない場合には、高等部生徒の乗車許可を取り消すことがある。
- (3) 高等部生徒で利用を許可する条件の例は次のとおりである。
 - ア 自主通学を段階的に試みた結果、困難である。
 - イ 療育手帳A又は、身障者手帳1級若しくは2級を取得している。
 - ウ 自宅から自家用車で片道30分を超える。(ただし、渋滞時を除く)
 - エ 通学の介助者が運転免許、若しくは自家用車を所持していない。
- (5) その他、利用にあたっては、利用のきまりを順守するものとする。
- (4) 乗車の可否については上記を基準として、利用許可者をスクールバス委員会で審議し、決定する。

8 急病人又は交通事故発生時の対応

(1) 急病人発生時の対応

- ・場合によっては救急車を要請することがある。その場合は、学校から連絡を入れる。

(2) バス内で発作があった場合、事前に保護者から提出された保健調査票に基づいた対応になるが、投薬はできない。

(3) 交通事故発生時の対応

- ・学校から『cocoo(コクー)』で連絡が入る。

9 南海トラフ地震臨時情報(調査中)またはバス運行中の大地震発生時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の対応

- ・気象庁からの連絡を受け、『cocoo(コクー)』で連絡が入る。
- ・震源地、震度、警報、被害の状況を受け、運行の可否を判断する。
- ・揺れが強い場合は、運行を一時中止し、安全な場所に待避して安全確認を行う。

(2) バス運行中の大地震発生時の対応

- ・バスは運行上支障がない場合は最寄りの避難場所まで安全に注意しながら運行する。その後、避難場所にて保護者の迎えがあるまで待機する。学校までの距離が近い場合は、学校に避難する。

登校時	<ul style="list-style-type: none">・バス停で待っていた場合、保護者は子どもと一緒に安全に注意して帰宅する。・バス乗車後の場合、保護者は学校からの『cocoo(コクー)』連絡を確認し、情報を確認の上、家庭の判断で学校、もしくは避難場所へ迎えに行く。・<u>通信不可能になる事も予想されるので、連絡がなかった場合も時刻表から停車位置や避難場所を予想し対応する。</u>
下校時	<ul style="list-style-type: none">・保護者は学校からの『cocoo(コクー)』連絡を確認し、情報を確認の上、家庭の判断で学校、もしくは避難場所へ迎えに行く。・<u>通信不可能になる事も予想されるので、連絡がなくても時刻表から降車位置や避難場所を予想し対応する。</u>

(3) スクールバス避難場所協力場所

大地震発生時は梅名、錦田、三島大社町(市役所、三嶋大社)、東レ、三島駅、伊豆の国市役所のバス停は通過またはバス停に向かわないため、保護者は避難場所を確認して子どもを迎えに行く。

	バス停名	協力場所	住所	電話番号
A	萩	(株)SNT コーポレイション	三島市芙蓉台 1-12-15	055-987-7221
B	塚原	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田 181-1	055-971-1151
B		三島市 南二日町広場	三島市南二日町 22-10	055-987-7570
B	函南	道の駅 ゲートウェイ函南	田方郡函南町塚本 887-1	055-979-1112
D		三島駅北口 観光バス乗降所	三島市文教町 1-9	
D	三島駅	楽寿園	三島市一番町 19-3	055-975-2570
C	大仁	伊豆市 狩野川記念公園	伊豆市熊坂 512-1	0558-72-7379
C	修善寺	農の駅 伊豆・修善寺営農センター	伊豆市柏久保 108	0558-72-4462
C	天城	狩野ドーム	伊豆市青羽根 89	0558-87-1611
C		静岡県立 伊豆総合高等学校	伊豆市牧之郷 892	0558-72-3322

介助員の業務について

- (1) スクールバス介助員は、児童生徒がバス内で静かに、安全に、安心して乗車、学校までの間、見守ることを基本業務とする。指導は行えない。
- (2) 児童生徒のシートベルト着用は本人が行い、介助員は装着の確認とサポートにあたる。乗車補助装具の装着については基本保護者が行うこととし、介助員はそのサポートにあたる。
- (3) 走行中の児童生徒、介助員自身の安全を第一に、座席に着席し、見守りを行う。緊急の対応が必要と判断したときは、走行中の安全を確認しながら離席し、対応することもある。
- (4) 運行中に嘔吐や失便失尿があった場合、介助員は車内の安全確保を優先し、最小限度の対応を行う。
- (5) 車内で気になる様子が見られた場合、その児童生徒の担任に直接伝えるか、メモに書いて伝達する。

スクールバスでの安全な登下校のために
本校の取り組み



< 登 校 時 >

【①バス停に着くまで】

介助員は名簿を確認し、バスに乗車する児童生徒の名前をチェックします。



【②バス停で】

介助員は保護者（または送迎者）から児童生徒の名前をうかがい、顔を見て乗車を確認し、乗車名簿にチェックをします。



【③バス到着前の学校では】

担任はバス到着前に『cocoo(コクー)』で欠席者、登校方法の変更等、保護者からの連絡を確認します。学年やクラスで児童生徒の迎え体制の確認をします。

《お願い》
『cocoo(コクー)』への欠席連絡は 8:15 までをお願いします。

【④降車する際】

介助員と迎えの教員がともに児童生徒の顔を見て確認します。

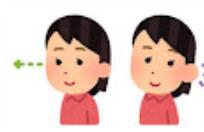


欠席連絡のない児童生徒がバスに乗っていない場合は保護者に連絡します。

《お願い》
バスに乗らず学校に送る場合は 8:30～8:40 に登校してください。

【⑤すべての児童生徒が降りた後の確認（残留者確認を3回実施）】

介助員は①座席の消毒作業をしながら椅子の下まで見て回ります。②一人一人名簿にチェックを行いながら車内に残留者がいないことや忘れ物がいないことを再確認します。③さらに教員が車内を確認し、トリプルチェックします。



【⑥報告や連絡】

介助員は車内で気になる様子が見られた場合、その児童生徒の担任に直接伝えるか、メモに書いて伝達します。



【⑦バスが車庫に戻る前】

運転手は学校出発前に座席を回り、椅子の下まで見て残留者がいないことを確認してから学校を出発します。



< 下 校 時 >

【①下校方法確認】

担任は『生活表』で下校方法を確認し、スクールバスを利用する児童生徒をメモで介助員に伝えます。



【②乗車確認】

介助員は乗車前に名簿を確認し、バスに乗車する児童生徒の名前をチェックします。



【③乗車する際】

担任は児童生徒の名前とバス停を介助員に伝えます。介助員は児童生徒の顔を見て確認後、乗車名簿にチェックします。



【④バス出発前】

出発時刻になったら介助員は名簿と乗車人数を確認し、まだ乗車していない児童生徒がいた場合は担任に確認します。

【⑤バス停で】

介助員は児童生徒の名前を言いながら迎えの保護者等に引き渡します。
降りたことを確認したら名簿にチェックを行います。



<< お願い >>

バス停に迎えが間に合わなかった場合、児童生徒は学校に戻ります。
次のバス停(許可書記載以外のバス停)では引き渡すことができません。
学校まで迎えに来てください。

【⑥すべての児童生徒が降りた後】

介助員は座席の消毒作業をしながら椅子の下まで見て回ります。一人一人名簿にチェックを行いながら車内に残留者がいないことや忘れ物がいないことを再確認します。



【⑦車庫に戻った後】

運転手は座席を回り、椅子の下まで見て残留者がいないことを確認してからバスを降ります。

